

(案)

第4次 能勢町地域福祉活動計画

2026

令和8年度



2030

令和12年度

みんなが支え合いつながるまち のせ
～みんなで創る、つながりのあるまち～



令和8年3月



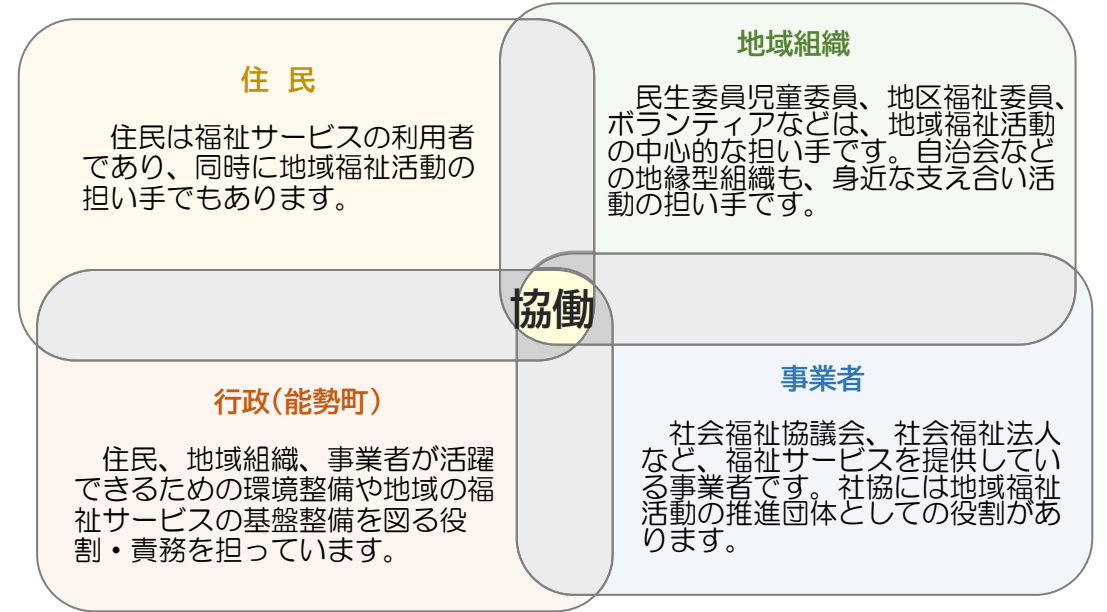
社会福祉法人 能勢町社会福祉協議会

地域福祉とは

「地域福祉」とは、それぞれの地域でみんなが安心して暮らせるよう、近所の人や福祉に取り組む団体、町、社協などが協力し合って地域で起きる様々な福祉課題の解決に向けて取り組む考え方です。

近所の人にあいさつをしたり、困っている人に声をかけたりすることも大切な地域福祉活動です。地域の担い手がそれぞれの役割を果たし、地域の一員として、支え合いの地域づくりを目指すことが大切です。

◆地域の担い手と役割



活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が、地域が抱える生活課題の解決に取り組むため、地域住民をはじめとした多様な主体と相互に協力・連携し地域福祉を推進していくことを目的に策定する**民間の活動計画**です。

能勢町地域福祉活動計画は、能勢町が策定した「能勢町地域福祉計画」の理念を踏まえつつ、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示します。

活動計画の期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地域福祉活動計画（社協）	策定	第4次 能勢町地域福祉活動計画				

基本理念

第3次能勢町地域福祉活動計画（前回計画）、地域懇談会、社協事業（地域・在宅・シルバーの各部門）から地域課題を抽出し、これらの地域課題を解決するために、この基本理念をもとに地域住民と共に手をとりあい、同じ方向に向かって福祉のまちづくりに取り組むことを目指し、以下の基本理念を掲げます。



みんなが支え合いつながるまち のせ
～みんなで創る、つながりのあるまち～

地域の誰かが困った時に、その問題を解決していくには、一人ひとりが地域の課題やニーズに気づき、お互いに支え合うことが必要です。

そのためには、地域で孤立することがないように「つながり」を意識し、能勢町で生活する“みんな”が、地域社会を構成する一員として、地域づくりに参加し「支え合い」がしやすい地域へと変化していきことが求められます。

この理念は、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、公的な福祉サービスだけでなく、住民や自治会、ボランティア、福祉施設、各種団体、社協、行政等の多様な主体がそれぞれの役割で協働し、相互に支え合い、地域ぐるみで福祉を支えるまちづくり（地域共生社会の実現）のあり方を表現しています。

計画の体系図

基本理念

みんなが支え合いつながるまち のせ
～みんなで創る、つながりのあるまち～

基本目標

1
だれもがつながる
地域をつくろう

- (1) 尊重し支え合う意識づくり
- (2) 福祉人材の確保と育成
- (3) 見守り体制の強化

2
見守り・支え合う
地域をつくろう

- (1) 交流の場の充実
- (2) 地域活動の支援
- (3) ボランティア活動の推進
- (4) 情報提供の充実

3
安心して暮らせる
地域をつくろう

- (1) 包括的な支援体制づくり
- (2) 生きづらさを感じる人への支援
- (3) 住民の権利を守る体制づくり
- (4) サービスの質の向上
- (5) 地域ぐるみの防災活動の推進

基本目標1 だれもがつながる地域をつくろう

基本方針(1) 尊重し支え合う意識づくり

地域住民が
取り組むこと

- 日頃からひとり暮らしの高齢者や近所の人などにあいさつや声掛けを行う。
- 地域の行事に積極的に参加し、地域社会における連帯感を高める。
- 地域活動により多くの人に参加し、交流ができるよう配慮する。
- 高齢者や障がいのある方など、支援や配慮が必要な方などへの理解を深める。
- 地区福祉委員などの役割を把握し、地域福祉への理解と課題に向けて地域住民で話し合う機会を持つ。

基本方針(2) 福祉人材の確保と育成

地域住民が
取り組むこと

- 福祉施設の見学や地域福祉に関する講座や研修会などに参加する。
- ボランティア体験プログラムに参加し、ボランティア活動を体験する。

基本方針(3) 見守り体制の強化

地域住民が
取り組むこと

- 日頃からひとり暮らしの高齢者や近所の人などにあいさつや声掛けを行い、お互いのことを気かけ、異変がある場合は関係機関に相談する。
- 自治会や地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、高齢者クラブ、子ども会等、地域で活動する様々な団体で、要配慮者を含む地域住民を見守る。
- 「いきいきサロン」や「ふれあい会食会」、「いきいき百歳体操」に参加と呼びかけを行い、小地域ネットワークによる見守り活動により地域から孤立しないようにする。

社協が
取り組むこと

地区福祉委員会活動の支援

小地域ネットワーク活動の支援

地域共生社会推進事業の支援

生活支援体制整備事業

オレンジカフェの参画

共同募金会(地区募金会)

献血推進事業(献血推進協議会)

社協が
取り組むこと

ボランティア体験活動の充実

社協が
取り組むこと

ふれあい給食サービスの実施

おせち料理の配食

地域見守り事業の実施

- ★各地域での交流事業や世代間交流等の推進に努めます。
- ★研修会などを開催し、社協事業に関する学習会に取り組みます。
- ★地域福祉への理解と関心、参加意欲の向上につながるよう各地域の活動を支援します。
- ★地域団体・福祉施設との連携事業など、地域課題に即した取組の推進に努めます。
- ★生活支援コーディネーターを配置し、住民の支え合い・助け合い活動の推進に努めます。
- 「オレンジカフェ」に参画し、地域で支え合う意識の向上に努めます。
- 毎年10月1日から12月31日の間、赤い羽根共同募金運動を実施します。
- 共同募金配分金を活用し、地域福祉活動の強化を図ります。
- 献血への意識向上・普及を図るため、町内で献血車による献血を行います。

- ボランティア体験プログラムなどを通じ、ボランティア活動に気軽に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- 地域福祉に関する講座や研修会をきっかけに、福祉の魅力を発信し、人材の確保と育成に取り組みます。

- 高齢者や障がい者等に対して、食事の定期的な提供を通じて、健康の保持、疾病の予防を図るとともに、配食時に安否確認を実施します。
- ひとり暮らしの高齢者を対象に、年末におせち料理の配食を実施します。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方等を対象に、玄関先でのあいさつや声掛け、電話による安否確認を行い、高齢者の生活を見守ります。

基本目標2 見守り・支え合う地域をつくろう

基本方針(1) 交流の場の充実

- 地域住民が取り組むこと**
- イベントへ積極的に参加する。
 - 世代間交流活動や各種サロン活動に参加と呼びかけを行い、地域住民が交流できる機会をつくる。
 - 地域の人とつながれる新たなコミュニティの形成に取り組む。

社協が取り組むこと

- 能勢ふれあいフェスタ** ● 子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、みんなが地域福祉に関心を持ち、楽しく集い、ふれあい、相互理解を深める新たな場の創造をめざして開催します。
- 子育てサロンの支援** ● 子育て中の若い親の方々の育児不安や、孤立を軽減するために親同士の交流する場をつくり、仲間づくりの援助を目的に実施します。
- 地域あつまろうよ事業** ● 各地区で焚火の実施や豚汁、コーヒーなどを提供し、地域の方が集まり交流できる機会を創ります。

基本方針(2) 地域活動の支援

- 地域住民が取り組むこと**
- 地域活動への参加を呼びかける。
 - 地域との交流を積極的に持ち、世代間交流活動などが活発になるよう関係団体や福祉施設との交流できる機会をつくる。

社協が取り組むこと

- 社会福祉施設地域貢献委員会の推進** ● 地域貢献委員会を定期的で開催し、地域との連携に取り組みます。
- 障がい施設等連絡会の支援** ● 障がい施設等連絡会を開催し、地域との連携に取り組みます。

基本方針(3) ボランティア活動の推進

- 地域住民が取り組むこと**
- ボランティアに必要な知識を身につけるため、研修、講座等に参加する。
 - 自らの知識と技能を奉仕することで得られる尊い活動であるボランティア活動に興味と関心を持ち、積極的に参加をする。

社協が取り組むこと

- ボランティアセンターの運営** ● 相談、登録、保険の取扱窓口、研修会等、様々なボランティア活動への支援を行う。
★ ボランティア活動に対する認識にも配慮し、気軽に活動へ参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- 講習会・講座の実施** ★ 地域福祉を支える人材の発掘と育成につながる研修、講座等の開催や様々な機会での募集など、ボランティア活動参加へのきっかけづくりに取り組みます。

基本方針(4) 情報提供の充実

- 地域住民が取り組むこと**
- 福祉に関する情報について、広報誌やホームページなど常日頃から関心を持つようにする。
 - 高齢者や障がい者、ひとり暮らしや閉じこもりがちの人に対して、福祉に関する情報が適切に届くよう日頃から配慮する。
 - 集まる機会があれば、福祉サービスに関する情報などの周知を行うようにする。
 - 区長等から地区福祉委員へ、地区福祉委員から民生委員児童委員への情報の伝達に取り組む。

社協が取り組むこと

- 社協広報紙の発行** ● 社協広報誌「のせ社協だより」の内容の充実に努め、社協事業や地域福祉活動等における情報発信に取り組みます。
- ホームページの充実** ● 適時、ホームページの更新を行うなど、内容の充実に努めます。
- 情報発信SNS（LINEなど）** ● SNS等を活用した情報発信に取り組みます。

基本目標3 安心して暮らせる地域をつくろう

基本方針(1) 包括的な支援体制づくり

地域住民が
取り組むこと

- 悩みや困りごとがあるときは一人で抱え込まずに、家族や親戚をはじめ民生委員児童委員、行政、社協等へ相談する。
- 相談できる窓口や専門機関、コミュニティワーカー（CSW）の活動について把握する。

基本方針(2) 生きづらさを感じる人への支援

地域住民が
取り組むこと

- 生きづらさを感じる人に対する理解を深める。
- 困難をかかえる世帯や孤立している人を早期に発見し、適切な相談窓口や専門機関へつなげる。
- 移動手段については、乗合タクシーやふれあい号などを利用する。
- 住民同士で一緒に買物へ行くなどの取り組みを模索する。

基本方針(3) 住民の権利を守る体制づくり

地域住民が
取り組むこと

- 虐待やその可能性がある場合は、小さなことでも関係者、関係機関に連絡する。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解を深める。

基本方針(4) サービスの質の向上

地域住民が
取り組むこと

- 悩みや困りごとについて周囲に相談することを心がける。
- 福祉サービス事業者に対して、積極的にサービスに対する意見を伝える。

基本方針(5) 地域ぐるみの防災活動の推進

地域住民が
取り組むこと

- 日頃の近所付き合いや見守り活動等を通して、災害時に支援や配慮が必要な方の情報を把握する。
- 自主防災活動や防災訓練等に積極的に参加する。
- 災害に関する情報収集を心がけ、いざという時に命を守る行動について考えておく。
- ハザードマップの確認や避難場所、移動手段の確保など、災害時の備えについて取り組む。

社協が
取り組むこと

- 心配ごと相談** ● 日頃の悩みごとやあらゆる生活上の心配ごと等について、相談支援を行います。
- コミュニティワーカーの周知** ★ 各地域に出向いて周知を図り、積極的なアウトリーチに取り組みます。
- コミュニティワーカーの配置** ★ 「地域福祉のつなぎ役」を担い、相談受付と個別支援などに取り組みます。
- 関係機関・団体との連携** ● 生活課題の解決に向けて、必要に応じて関係機関や団体との連携を図ります。

社協が
取り組むこと

- 生活福祉資金の貸付** ● 低利で必要な資金を貸付し、安定した生活を営むために相談受付並びにフォローアップ支援を行います。
- 交通空白地有償運送事業（ふれあい号）の実施** ● 外出の利便を図ることにより、社会参加の促進及び交通空白地の解消をめざし実施します。
- 車いすの貸出** ● 外出や移動が困難な方の社会参加を促進します。

社協が
取り組むこと

- 日常生活自立支援事業の周知** ● サービスの内容など更なる事業の周知を図ります。
- 日常生活自立支援事業の実施** ● 福祉サービス利用の相談支援、預金の払い戻しや預け入れの代行、通帳の預かりなどを行います。
- 成年後見制度との連携** ● 必要に応じて成年後見制度との連携を図ります。

社協が
取り組むこと

- 介護保険事業所連絡会** ● 利用者の視点に立った良質な介護サービスの提供をめざします。
- 居宅介護支援事業** ● サービス計画（ケアプラン）の作成並びに介護保険の認定調査を行います。
- ホームヘルプサービス事業** ● ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護、生活援助等を行います。
- シルバー人材センター** ● シルバー人材センター事業の充実強化を図ります。

社協が
取り組むこと

- 災害ボランティアセンター** ● 大規模災害が発生した際の災害ボランティアセンター設置に向け、関係者会議、研修会を定期的開催します。
- 研修会の実施** ● 地区福祉委員会を対象とした研修会に、防災・減災をテーマとした研修を定期的に取り入れます。

推進体制

本計画に基づく施策を推進していくためには、地域住民、地域住民組織、福祉サービス事業者、関係機関・団体、社協と行政が相互に連携することが重要です。それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から各目標に取り組み、連携・協働して地域福祉の推進に努めていきます。

また、地域における福祉課題の解決に向けて、地域住民をはじめ、関係団体などにも本計画の進捗状況を共有し、意見聴取などを定期的に行うことが必要であることから、「地域懇談会」を毎年一回開催し、一層の推進に取り組みます。

進行管理と評価

本計画の推進にあたっては、年次の事業計画において各年度の具体的な取り組みを計画し、事業報告において報告を行います。

また、進捗管理と評価については、PDCAサイクルの【計画（Plan）～実行（Do）～評価（Check）～改善（Action）】の考え方にに基づき、進捗状況や課題などを把握するとともに、事業の効果を検証し必要に応じて計画を見直し、取り組みに反映していきます。

なお、この計画の成果、課題については、毎年開催する「能勢町地域福祉活動計画推進委員会（社協）」において評価・見直しを行うとともに、「地域福祉計画（能勢町）」との共有に努めていきます。

◆「PDCAサイクル」のイメージ図



社会福祉法人 能勢町社会福祉協議会

令和8年（2026年）3月発行

住所 〒563-0351
大阪府豊能郡能勢町栗栖82番地の1

電話 072-734-0770

FAX 072-734-2623

Mail nose.shakyo@extra.ocn.ne.jp

H P <http://www.nose-shakyo.or.jp/>

◆能勢町社協HP

